

令和元年

松 前 町 議 会

第 8 回 臨 時 会 会 議 録

令和元年 1 1 月 1 5 日 開会

令和元年 1 1 月 1 5 日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和元年11月15日(金曜日) 第1号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第3 会期の決定	3 頁
○日程第4 行政報告	4 頁
○日程第5 議案第73号 議決の変更について(提案説明・質疑・討論・起立採決)	4 頁
○日程第6 議案第72号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)(提案説明・質疑・討論・採決)	18 頁
○日程第7 議案第74号 議決の変更について(提案説明・質疑・討論・採決)	21 頁
○閉会宣告	21 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
72	令和元年度松前町一般会計補正予算（第6回）	元. 11. 15	原案可決
73	議決の変更について	同 上	同 上
74	議決の変更について	同 上	同 上

令和元年 1 1 月 1 5 日 (金曜日) 第 1 号

令和元年
松前町議会第8回臨時会
令和元年11月15日（金曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 議案第73号 議決の変更について
 - 日程第6 議案第72号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)
 - 日程第7 議案第74号 議決の変更について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 議案第73号 議決の変更について
 - 日程第6 議案第72号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)
 - 日程第7 議案第74号 議決の変更について
-

◎出席議員（12名）

議長 12番 伊藤 幸司 君	副議長 11番 堺 繁光 君
1番 疋田 清美 君	2番 飯田 幸仁 君
3番 沼山 雄平 君	4番 宮本 理恵子 君
5番 福原 英夫 君	6番 近江 武 君
7番 工藤 松子 君	8番 西川 敏郎 君
9番 梶谷 康介 君	10番 斉藤 勝 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長 石山 英雄 君	副 町 長 若佐 智弘 君
総務課長 尾坂 一範 君	政策財政課長 佐藤 隆信 君
会計管理者兼出納室長 阪本 凉子 君	教 育 長 宮島 武司 君
監査委員 藤崎 秀人 君	監査室長 平田 昭浩 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島 孝明 君	議会事務局次長 佐藤 巧 君
議会事務局書記 三上 大輔 君	

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和元年松前町議会第8回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和元年松前町議会第8回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番飯田幸仁君、3番沼山雄平君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致します。

◎行政報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、町長の行政報告を議題と致します。町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

令和元年松前町議会第8回臨時会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

1、台風19号による被害を受けた姉妹都市福島県伊達市への支援について。

10月13日、台風第19号の暴風雨に伴い、阿武隈川支流の塩野川の越流により、家屋への浸水など甚大な被害が発生したところであります。

11月5日現在の主な被害状況は、次のとおりであります。住家の被害、床上浸水587棟、床下浸水582棟、半壊3棟。非住家の被害、公共建物77棟、その他63棟。道路被害、831箇所。河川被害、75箇所。農林道被害、林道498箇所、農道99箇所。農作物被害、212.03ヘクタール、被害額2億8千300万。避難所開設状況、1箇所、59世帯、140人。

町としまして、伊達市との「姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定書(平成24年10月20日締結)」に基づき、応急復旧活動に必要な職員2名を10月27日から11月9日までの14日間派遣し、10月31日には食糧品等の支援物資を提供したところであります。更には、町内各団体からの見舞金と合わせ、別途補正予算を提案しております町からの見舞金を11月21日に届ける予定であります。

このたびの被害に遭われた被災地の皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常の生活に戻ることが出来ますことを、深くお祈りを申し上げます。

2、職員の契約事務の失念について。

北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受ける予定としていた行政情報システム購入及び公用車購入の契約事務について、職員の失念により手続きが行われていないことが判明し、備荒資金組合からの譲渡を受けることができなくなったところであります。このため、債務負担行為による令和元年度までの年賦金、大変失礼しました、このため、債務負担行為による令和5年度までの年賦金支出ができなくなり、直接支出するための関連補正予算を別途提案しております。

この要因は、担当職員が契約事務を失念したことと、チェック機能が十分果たされていなかったことによるものであります。今後、詳細を確認し、関係職員への懲戒処分を含めた適正な対応をまいります。

このたびの件につきましては、誠に遺憾であり、深くお詫びを申し上げますとともに、職員の資質・能力の向上並びにチェック機能の徹底を図り、今後このようなことがないよう、事務処理に万全を尽くしてまいります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で行政報告済みと致します。

◎議案第73号 議決の変更について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第73号、議決の変更についてを議題と致します。提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第73号、議決の変更について、その内容をご説明申し上げます。平成31年3月7日議決された松前町財政調整基金の支消額を次のように変更しようとするものです。その内容は、松前町財政調整基金の支消額を変更前の額3億円以内を、変更後の額4億円以内に変更しようとするものであります。これは、本臨時会に提案している補正予算第6回の財源調整と合わせ、年度間の歳出全体における円滑な執行と、歳入財源の確保を図るため、変更するものであります。

以上が、議案第73号でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番。

○5番(福原英夫君) 今日提案された議案について、少し答弁させていただきます。

先日、11月14日新聞報道見まして、おやっと思つたんですけど、これは当初予算で計上されている予算でないかなと。そして、可決されたものだ。それで、この11月14日の新聞報道について、何で違和感を覚えたかって言うと、事前に議員にご説明がありました。その時に失念という言葉で、忘れたよという失念というのは、解釈は忘れてしまったよと、うっかりしたよってということだと思つたんですけども、しかし、この失念という言葉のわりには新聞に記載された、書かれた内容は、この職員が一番悪いよというふうなイメージで私は捉えたんですけども、ちょっと偏屈で、ちょっと曲がってるかなというふうに思つたんです。

やはり私は、この時の文章としては、職員がもちろん悪いですけども、管理、監督する上司の方々が十分な確認と指導はしてないよというふうなことでのね、いう文書表現が望ましいんでないかなあというふうに思つたんです。それで、その考え方、新聞社の方々とお話しした経緯がわかれば、答弁願います。

その次に、この新聞を見ますと、既にこの案件が議決されたかのように町民にとらわれないかなっていうふうに思つたんです。どうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 福原議員。質疑の最中でございますけども、今、議決の変更についてを議題としておりますので、それはまずいと思つたんですけども。

○5番(福原英夫君) 違います。議員必携、ページ135読んでください。そこにこのように書いてます。議題に供された事件について、議員を質すものである自己の意見を述べないと質疑の意味をなさないようなものについては、これまで禁止してるものではないと、きちっと書かれておりますので、その範疇で質問しておりますので、ご了解してください。続けます。

○議長(伊藤幸司君) 議決の変更でありますから、今おっしゃってるのは、このお金をどう使うかについて、疑義があるってということでしょう。

○5番(福原英夫君) 議長、ちょっと待ってください。続けさせてください。次がありますから。

そんなことで、おやっと思つた。それで、そのような意図で新聞社の方とお話ししたと思わないんですけども、これは、なぜこういうことを言うかと言うと、厚真町の町議会で予算案が否決されましたね、11月8日に。そして、改めて11月11日に臨時会で可決されました。事前にそういうことを可決していないものを可決されたようにするっていうことがおかしいんでないかということだったの、私は。だから、範囲内だということでご了承してください。それで、この1番目、2番目、このことについてもご答弁願います。

それで、本題に入っていきます。一般財源の乏しい松前町には、使い勝手の良い財源、

今まで多くの公共事業に活用してきた。しかし、今後も病院の改築と大型の公共事業が計画されていると思う。大事な財源である基金を取り崩すということは、町民は理解するのでしょうか。貯蓄することは大変です、重要な財源、基金取り崩しという方法ではなく、質問の項目はここでございます、備荒資金組合に積み立ててあるお金があると聞いてます。この積立金を取り崩すことはできないのですかというのが三つ目です。

四つ目、財政調整基金取り崩し後の補填はできるのですか。

五つ目、業者の方と再度協議し、備荒資金申請後、来年度の支払いにできないのでしょうか。

六つ目、行政報告にある失念ということは、担当職員は訓告、戒告等々でしょうか。けん責も含めてですけども。管理監督する方はどのような責任を想定されるのでしょうか。

再犯、七つ目、再犯を防ぐためには、管理監督する立場にあるものは、担当者が気づかなかったこと、うっかり忘れたことのないようにするには、常日頃から確認指導することや、確認する、指導する心や気配りが必要と思う。失念という言葉で処理されるような事件なのかということ疑問を持ちましたので、やはり日常の業務に緊張感が乏しいと思うんですが、いかがでしょうか。

八つ目、懲罰委員会が開催されていない。懲罰が決定された後に補正予算を再度提出されることが、私は望ましいと思いますが。

九つ目、今後このような事件が発生しないために、どのように対応しようとしているのかお聞きしたい。九つお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 始めに、副町長。

○副町長(若佐智弘君) 9点のご質問、質疑をいただきました。それぞれ、私の方からは1点目、6点目、8点目について、答弁を申し上げます。

まず、上司、管理者の責任が重要と思うというお話でございます。全くもってそのとおりでございます、私ども管理する者、直属の上司、そして管理する者がその辺の責任が一番重いものというふうに捉えているところでございます。

そして、6点目でございますが、行政報告にある失念ということは、担当職員の処分は訓告か、戒告かけん責でしょうかというようなことで、どのような責任が想定されるのでしょうかという質疑でございますが、これは処分の想定ということでございますので、この点に関しましては、十分職員懲戒審査委員会におきまして、審査を致しまして、その後決定されるものでございますので、今この段階でこういう処分が想定されるという発言は、控えさせていただきたいと思えます。

それと、8点目でございます。職員の懲戒審査委員会が開催されていないということで、処分が決定された後に、補正予算を再度提案するべきではないかということでございますが、やはり今一番急ぐのは、迷惑をかけている業者に対して、こちらの方から誠意を持ってお金を支払うことだと思っております。また、この辺に関しましても、この後そういう部分で、解決の方向性が見えない段階で、処分のまた決め方も難しい部分があると思えます。やはり、今約束をしている業者の方に、契約をしている業者の方にやはりお金をお支払いするのが、町としての一番の急ぐべき責務であるというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 次に総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 私の方からは、2点目、5点目、7点目と9点目を順次お答えさせていただきます。

まず2点目の新聞報道の関係で、この案件が既に議決されたように町民にとられないか

というふうな質疑でございます。12日の招集告示、議案配布後に、議員さんに配布した後に同じく報道機関、函館新聞さん、北海道新聞社さんに同じ議案を配布しているところでもあります。それを受けまして、今回は北海道新聞社から取材を受けました。この内容について、当然行政報告なり、補正予算の中で全てがわからないということで取材を受けたわけですが、福原議員おっしゃる、新聞報道で既に議決されたのではないかと思われるというのは、私どもとしましては、新聞読む限り、関連する経費などを臨時町議会に提出するというふうな形までしか新聞報道にはなっておりませんので、福原さんはそういうふうなイメージでとらえられたかもしれませんが、そういうふうなことであります。

次、5点目の業者の方と再度協議して、備荒資金組合で来年度支出できないかというふうなことでありますが、来年度支出するためには、債務負担行為だとか、そういう議決をもらいながら、きちんとした手続きすれば、予定通りできたわけではありますが、これがもう車であればもう納車が既に終わっていると、全て事務が終わっているということで、それを来年度以降に支出を送るというふうなことは、当然できないと。自治法上もあくまでも債務負担だとか、起債の許可を得たもの以外は、あくまでも単年度で買ったものは単年度で支払うというふうなルールがございますので、それはできないというふうなことになります。

次、7点目と9点目、ちょっと関連がありますので、今後このような案件が生じないための方策でございます。町長からの行政報告にもありましたとおり、職員の資質能力の向上、チェック体制、それに加えて、どのようなことがやるかということで、具体的に4点ほどちょっと考えてみました。

まず1点目が、職員研修の機会を増やしまして、職員個々の資質、能力の向上を図る。

2点目、事務処理チェック機能の徹底、これが一番今回大事だなと思った部分が、我々、監督する責任ある我々も含めて、課内でも話しましたが、チェック体制を充実していかなければと。

3点目、職員個々の仕事に対する責任を持たせる。こういうことがないような、きちんと自分の仕事に対して責任を持たせるための指導もこれから重要になってくるのではと。

4点目、最後になりますけども、業務の進捗状況の確認。全てにおいて、例えば今回の案件であれば、いろいろ流れる的にあるんですけども、その一つずつについて、チェック機能を働かせながら、進捗状況を確認していきたいというふうなことを考えているところであります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 次に、財政政策課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) それでは、私の方からは、3点目、4点目にかかる財政調整基金の本題の質問についてお答えさせていただきます。

私は、財政担当でございますので、今回の事案とは別に、なぜ財政調整基金を取り崩さなきゃならないのかの話させていただきます。福原議員の、今回何で財調を取り崩す必要があるのか、備荒資金組合に4億円ほど積立金があるので、そちらを取り崩す対応もできるのではないかというお話だということでの話をさせていただきますと、財調は、現在条例で規制されてございまして、支消の仕方も規定されてございます。災害及び建設事業にかかる一般財源、または町長が必要と認める経費の一般財源、そして使い勝手がいいというよりは、きちっと財調の場合は使い方を議決をいただいて支消するという形をとらせている基金でございます。

そして今回は補正予算、今後予定出るんですが、1億4千万程度の補正の歳出があるとしたときに、我々が考えるところは、まず通常の収入でこの補正予算の支出に対応できる

か。まず、それを第1点に考えます。その後、対応できない場合、何の財源であるかということを考えます。そのときに考えられるのは、財政調整基金を支消する、もしくは福原議員おっしゃった、備荒資金組合の基金も支消も可能かもしれないというのを二つ案を考えました。そして、どちらも財政調整基金も簡単な言葉で言うと貯金であります。備荒資金に預けている4億5千万円も、簡単に言いますと災害に対応する貯金であります。じゃあ、同じようにどっちからおろすかと考えたときに、合理的で有利な方法をとろうとした場合、備荒資金に預けている4億5千万からは、年間、来年度以降になりますけども、預けた金額によって備荒資金が運用した基金を配当すると。そして、その配当金そのまま積立金にプラスになるということで、来年以降、その4億5千万からは350万程度の配当金がつき、積立金にプラスされていく。ここから1億円おろすってことは、その配当金を減らすということになります。

今の財政調整基金は、様々なことによって銀行の預金通帳に預けてますが、無利子で預けておりますので、この場合、財調今14億ちょっとありますが、どちらから1億円をおろした方が有利で合理的かと考えたときに、利息を生む備荒資金の方、利息って言うか配当金ですね。この350万を減らすよりは、今の財調から1億円を崩した方が合理的で有利であるという判断で、私達は財政調整基金を使おうとするものであります。

また、財政調整基金は、使い勝手に我々は使ってるわけではなく、最終的には先ほど言ったように、現状の収入で賄えないもの、なので不足する財源としての形で使わせていただいているのが現状でございますので、3番目についてはそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

4番目の財政調整基金、切り崩し後の補填はできるのかというお話なんですけど、ちょっと具体的にどういう方向性の質問であるのかが、ちょっと判断しづらくてですね、私が言ったことが間違いかもかもしれませんが、今切り崩した後に、今までのパターンで行くと、年度決算後の決算剰余金出たものの2分の1以上は財調に積む、健全化した時は、丸々財調に積むといった方法をとっておりますし、また、予算上で余裕があれば財政調整基金に積立金、予算を計上して積み立てるといったやり方もありますが、財政担当としては、いかに財政調整基金を保っていくべきかと考えれば、なるべく補填、積み立てをしていくことを重点的に考えていこうということでございます。以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 5番。

○5番(福原英夫君) 昔の席の番号ですみません。やあ、いろいろわかりましたよ。それで、なぜ1番目に職員のことが言ったかということ、こういう意味があるんです。職員っていうのは、きっと若い方なのか、主任なのか主査なのかっていうことわかりませんよ、私名前は。ただ、町民っていうのは詮索して、あいつが失敗したんだってバツン付けるんですよ、僕はそれが一番恐ろしいんです。なぜかって言うと、可能性のある若い人達、可能性のある職員がいっぱいいるわけです。それが表にぼんと出てしまうと、やはり将来的に厳しいなというふうに思うんです。

これは、前のいろんな事件あったときに訓告を受けたある人が、ものすごくそのダメージで、松前町の職員を辞めていった経過経緯があったもんですからね。そんなことで、十分な配慮が必要だったなあという考え方なんです。

それと2番目の関係、私も新聞の切り抜き持ってきました。捉え方っていうのはいろいろあると思う、それは尾坂課長が言ったように捉える人もいます。私のようにクェッションを付けて捉える人もいます。それで、やはり疑わしきは罰せずだけれども、やはりその文面っていうのは、やはりいろんな意味で気をつけた方がいいんでないでしょうかって

いう警告をしたわけでございます。これから、こういうことが発生しないとも限りませんのでね、この2番目についてはそういう意味を含めて質問したわけです。

それで、3番目ですけども、4番目も、特に3番目については備荒資金を利用するっていうのは、やはり使い勝手がいいということですよ。なぜ使い勝手がいいかっていうと、元本ほとんど自分、まあ、財調の基金を一気に切り崩さないで、緩やかに備荒資金を活用してしかし利子は、負担はありますけれどもね、それでこっちの元本も残り、こっちも増えていくというふうなこと、緩やかに支払いができていくよ。それちょっとした失念ですか、失念ということでこういうことが発生してしまったということなものですから、発生しなければ緩やかな支払いと利子補給で、利子負担で済んでいく、事象って言ったらいいんでしょうか。そんなことで、私はこの3番目の質問にしたわけでございます。そんなことで答弁してください。

それで、財調の取り崩しの補填はできないのかってのは、私はできるわけないと思っておりますよ。しかし、今前段で言ったように緩やかにすることによって財調にも手を付けなくても良かった、備荒にも手を付けなくても良かったと、そういうことなんですよ。ですから、究極的には補填はできないってということわかってますけども、そういうことを現象としておきたことが、私は問題だということで、この4番目を捉えたわけでございます。

それと5番目、可能性がないのかどうかわかりませんが、業者と再度協議して来年に回せないのかなあっていうのは、これは素朴な、素朴なことです、これ。無理だっていうのはこの間の説明でわかります。無理だけでもできないのかなという素朴なことです。これも答弁願います。

やはり、6番目、1番目と関連して言いますけれども、担当職員は失念ということで、このことをミスしましたけども、担当職員よりはどうかでしょうかね、管理監督する決裁権の、最終決裁権がある町長、副町長、課長、主幹等々がどういうふうになるのかなということで、やはり失念した若い、若いんでしょうか、どうかわかりませんが、この職員にはやはりいろんな意味で頑張れよというふうな中での訓告だとか、そういうふうなものになるのかなあという期待はしてます。ですから、そういう範疇で考えてもらえないかなあということ。

それと、再犯を防ぐためっていうのは、やはり今二つ意味が重なっておりますけれども、やはり僕も業務進捗状況の確認、ここがやはり、年間のスケジュールは大体決まっておりますのでね、ここが重要なことと思ってる。ですから、デスクに、管理職であれば管理職が年間スケジュールをきちっとチェックしておいて、主幹であれば主幹が、主査であれば主査、主任であれば主任、それが全てその課の人達がチェック機能を持ってる。指導であり勉強会っていうのは二の次です、まず。そのことがきちっと私は行われてなかったのではないかなという気がしたものですから、やはり、ここを一番の重要視しました。あとはもう当然のことです。当然やらなければならないこと、グループで協議する、今度は、今月はなんだよ、来月はなんだよという、そういう協議当たり前のことですからね、日常業務の範疇です。

それと、懲罰が、懲罰委員会って言ったらいいの、ちょっと言葉としてはあれでしょうけども、私は、やはり物事がきちっと固まった後でこういうことをすべきでないかなっていうのが、自分の考え方です。ただ、今副町長が言われたような考え方もあるんです。まず予算を通して、その後に12月でしょうかね、1月でしょうか、きちっとそれまでに決めるという方法もあります。しかし、私はストーリーとしては、やはり事前にきちっと物事を整理して、そして、こういうふうには私達はこうします、しかし、この予算はこの予

算で提案しますよという形の方が、町民は理解しやすいんでないかっていう考え方だったんです。以上、答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 先ほど答弁した部分につきまして、1点目の関係から順次私の方から答弁させていただきます。

確かに職員の将来、可能性を考えて、いろいろな懲戒、職員の懲戒審査委員会の中で議論されることだと思えます。ただ、やはりその人の職責なり何なり、経験年数、いろんなものを含めてその辺のところは審査委員会の方で、どういう対応が適正なのかということも議論されていくことになると思えますので、その辺は福原議員のご心配、本当にありがとうございます。私どもも、決して不満の残らないような、本人から不服の出ないような適正な審査委員会を運営していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、これに関しましては、その他ですね、6番、また関連することでございますので、やはり担当職員のそういう対応が決まらないことには、上司、管理者の責任をどのように問うていくかということも決まっていきませんので、そちらの方を適正に審査委員会の中で議論をさせていただきたいと思っております。

そして、8番目に、1回目の質疑で、8番目に質疑がありましたんですけども、懲罰が決定された後に補正予算をとということ、物事が固まった後の方がいいんじゃないかということもございしますが、結果的にやはり一番迷惑をかけているのは、先ほどから何回も申しますが、業者の方でございます。こちらの方の対応が決まらなると、業者なり何なりにどの程度の被害、またご迷惑をおかけしているのかという、その辺の部分も決まらないわけでございます。ですから、私どもとしては、誠心誠意、相手に迷惑をかけないように、こちらの方の誠意を見せて対応していったら、業者の方にしてみると、こういう言い方は、何て言うんですかね、業者の方にしてみると、町の内部の職員の処分は、自分達の業者としての経営には直接関係のない話ではあるんです。けど、うちらが迷惑をかけているという点では、やはり業者に対してはこの点を一番先に解消してあげるべきものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 私の方からは、2点目、5点目、7点目の関係で答弁させていただきます。

まず、2点目の新聞報道の関係です。先ほども答弁しましたとおり、12日の招集告示と同時に配布した議案を北海道新聞社さん、函新さんにも送ってるところであります。それを受けまして、こまにお話を聞きたいということで、私と新聞社さんの方でやりとりした形になりますが、最終的に町広報だとかと違いまして、新聞屋さんが書くものを我々がこれ違うんでないとか、そういう校正だとかは当然できるわけがありませんので、この点につきましては、そういうふうなことになります。いろいろな形で新聞報道出ることもあります。たまに間違った報道もされることもありますが、その辺は町として直接関与できる部分ではないというふうに思えますので、ご理解願いたいと思えます。

5点目の業者の方と再度協議して、来年度支出できないかというふうなことも、先ほど答弁したとおりではあります。今回につきましては、別途提案しております補正予算のとおりに、直接町が購入するというふうな形で考えておりますので、ご理解をお願い致します。

それと7点目なんですけども、福原さんの質疑の中で、再犯を防ぐためにというふうな言葉がありましたけども、再犯でなくてですね、再発というふうな形で私は答弁させていただきました。

きたいと思います。再発を防ぐために、福原議員おっしゃいましたように、スケジュール間、進捗状況、その辺も課内会議毎月やってるんですけども、その中で私と主幹だけでなく、各々各係間も情報を共有しながら、お互いにチェック体制なり、進捗状況を確認する方策をとっていきたいと、どのような形がいいかを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) それでは、私の方から3番目、4番目にかかる、これ備荒資金から借りたら緩やかに4年間で返せたものになるのではないかと、なので何とかいい方法がないかなというふうなお話でございます。確かに備荒資金から通常どおり借りれば、約3千300万円程度を来年度から4年間で支払って、今回の1億3千200万からすれば緩やかな支払い、4回払いになります。それが今回できなくなりますので、1億3千200万を今回補正予算で提案予定しております。これが、緩やかな4年後、来年含めた4年後は、3千300万と4回になるわけですが、今回1回で1億3千200万払ったものを4年間、逆にゼロになるっていうことで、4年後だと結果的には一緒になるんですが、その時に緩やかな方がいいと判断して、我々は当初予算で組みました。でも、今回こういうことで一括支払わなきゃならない事態になってしまいましたので、これは、もう戻られないので、これ払うしかないという判断での、我々は1億3千200万を工面するために、本年度は特に予定財源ありませんでしたので、どうしても、どっかから基金並びにそういう貯金的なものから取り崩す必要あったということでの判断であります。緩やかなのか、今回急にどんと払って、その後何もなしにするのかということ、当然今年度においてはすごい痛手を被ります。そういう意味で、長い目で見ると着地点は一緒になるんですが、今回につきましては、今年度の対応財源が予定されたものでないということで、どうしても財政調整基金から取り崩すことになったという経過をご理解願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 5番。

○5番(福原英夫君) 十分に理解してるつもりでございます。まず、この基金の関係でいきますと、やはり他の事業に緩やかに、備荒資金を利用すると緩やかに支払いしていくということは、他の事業が発生したときに、この備荒資金を使っている年度というのは、それを使えるよということにならないかなあっていうことで、基金が使える範疇は決まっていますよ。しかし、町長が判断すれば使えるよっていう1項目がありますよね。ですから、使い勝手がいいということにならないでしょうか。

それと補填はできないよということは私もわかりますけれども、補填ができないのであれば、年度末の残金と、それと事業量を、毎年の事業量を圧縮するよりないんでないかなという考え方があるんです、私は。ですから、今までのように町民のためと思って町長と財政とこう話してた事業を、やはり見直しかけて、今年は我慢してもらおうと、来年は我慢しても再来年はやってあげますよって、そういうサイクリングが生まれてくるんです。そのことによって、この発生した案件の補填が可能でないかということをおっしゃっています。

それで、私は、3回目ですんでね、それで先ほど副町長が一番迷惑をかけてしまっているのは業者の方でないかなということを言ったんですけど、私は、まあ、それももちろんそうです。しかし、一番迷惑がかかるのは、ここで暮らしている町民の方でないかなと思うんです。ですから、両天秤にかけたときに、今は業者だけど、究極的には町民でないかなと。ですから、この失念がなければ、そういうことができたんでないかなっていうことなんです。公共事業であり、福利厚生であり、町民の生活の暮らしを支える、高める、そういうふうなことにこのお金は使えたんでないかなということなんです。

そして、再発ですよ、課長言うように。この再発っていうのは、十分に検討してね、そのことを履行してください。やはり、迷惑をかけないようにするのが行政マンの務めですもんね。町民は大変だけでも頑張ってるんですよ、そしたらそれ以上に町の行政を担ってる職員は、町長以下みんなが一丸となって頑張らなきゃならないんでないかと、こういう失念ということは、もう二度としてほしくないというのが最後なんです。答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。
○副町長(若佐智弘君) まず2点目の点でございます。財調の補填と。確かに議員おっしゃるとおり、この後はやはり町民の契約、違約金とか出てきますので、町民の負担、それが額の大小関わらず、負担をさせてしまうという形になります。私が、まず第一に業者と言ったのは、契約というものを履行するためには、これは、やはり一番先に。この契約の履行が遅くなればなるほど、また契約の違約金、遅延利息なりがまた増えてきて、町民の負担も大きくなっていくという部分にもなりますので、1日も早く契約を履行して、業者の方に支払いを済ませたいという考えでございます。

そして、また、先程来お話ありますけれど、今回1億3千万、1億円以上の財調を取り崩してお支払いするわけではございますが、これは先々、3年後、4年後に支払うものを先にお支払いするということですので、決してその分の福祉とかそういうものの向上に使うお金がなくなるというお話ではございませんので、後々で負担するものを先に支払うということですので、それだけ後々の、また2年後、3年後の返済する部分に関しては、その分の余裕が財政の方では見込めるというふうには考えているものと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。
○総務課長(尾坂一範君) 私の方から再発防止の関係です。先程来答弁してるとおり、また福原議員に心配かけて、おっしゃっていただいたとおり、今後このようなことのないように、私の指導も含め、皆さんで協議しながら、どういうふうな形でやっていくか、チェック体制、進捗状況、その辺に力を注いで、今後このようなことのないようにしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。
○政策財政課長(佐藤隆信君) 私の方も、財政調整基金の多額な支消になるもんですから、将来に向けて、財政状況を維持するために、事業の圧縮等も将来に含めては考えていかなきゃない時期にもきてございますので、厳しいと言ったら失礼になりますけども、財政的にはそういうつもりで予算編成をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に。
9番。

○9番(梶谷康介君) 最初に、質問の前に議長に苦言を呈したい。これだけ財調、1億円も支消しなければいけない議案でありながら、質問をストップさせるっていうのは問題があるなと思います。次の議案にも全部関わることだからね、ここで議論なくして件をね、処理してしまうっていうことは、今後とも慎重に考えていただきたい。

質問に移ります。失念っていうのはね、人間誰しもあるんですよ、私はそう思います。ですから、5番かな、5番議員からもいろいろ質問もあり、答弁もいただきましたが、これに関してはね、私は関連で質問させていただきます。

前段で、なぜああいうことを言ったかというところ、町長が行政報告をしなければいけないような大事な中身なんです。ところが、今の姿ってのは行政報告に対する質疑は、説明、あるいは報告済みという形で扱っていると。だったら、大事な議論はどこですか。

やっぱりこういう場面でやっていかないとねいけないから、これは当然5番議員の言う形が私は当たり前の話だと、そういうふうに理解しています。

町長は最終的にはね、この内容を解明して、今後に対する対応をきちっとしていきたいと。現時点でこの内容の解明はどの辺までできてるんですか。まだまだ解明しないといけない要素があるの。いつ発生して、発生って言うか判明してね、この財政対応を今の財調支消するか、あるいは説明にありましたように、利息だとかいろんなことを考えればね、民間から一時借入を起こすようなことのない形、あるお金を、財調ですよ、財調を選んだ理由も説明あったでしょう。私は、この件は了解してますよ、いや、財調で対応するのは、この時点ではいいかなと。こういうこともわかるんです、ね、議長、そうですね。これ議論しないとわかんないよ。

それから、今の状況が判明して、財政対応が今こういう形で、今後は詳細を確認してっていうお話ありましたけれども、まだまだ解明しなければいけない要素はあるんですか。ここまできたら大概のことわかってね、これからどうするっていう形ができていなければいけないでしょう。聞いてるとね、二度と過ちを起さないような形は考えていると。それは、チェック機能に、機能が十分に機能していなかったという反省が。どういう点がそしたらまずかったの。そして、そういうまずい点をどう解明して、これから対応するの、再発をしないように対応するの。この時点で私はわかっていなければいけないんでないのかなと思いますよ。これからってのはいかがなものですかね。まず、その辺からお尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前10時51分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

副町長。

○副町長(若佐智弘君) 私の方から、これまでの流れと簡略的なものを説明させていただきます。

内容を解明するということで、それなりにお時間をいただいております。それで、今回の行政報告につきましては、そういう、本日の前に皆さんのお手元にお渡ししてるものをごさいまして、若干時間的な時差があるっていうこともご理解いただきたいと思います。

それで、それぞれ関係職員の事情聴取、またそれぞれの報告は現段階では上がってきております。ただ、これに関して、その内容がそれぞれの申し立てのとおりなのか、そこに整合性はとれてるのか、担当職員、そしてまた上司等のですね、それぞれの説明に食い違いがないとか、そういうものの一応精査をするのが、私は職員の懲戒審査委員会の中で行うものだと思っておりますので、職員の方からは、それぞれ今回の件に関する報告等も現段階では上がってきておりますので、お知らせしたいと思います。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 私はね、人情論で言うわけじゃないけどね、もう失念してしまったことは仕方がないんだから、今後そうしたことを肝に銘じて、いい形で頑張ってもらえるような処分を私は望みます。決して厳罰主義がどうのこうのじゃなくってね、その人がこれからも意欲をもってね、仕事に取り組めるような形であってほしいなど。これは希望ですよ。

問題はね、再発の防止に対する考え方なんです。精神的ね、精神面で二度と起こさないようにお互いに気をつけましょうっていう話はね、これは完璧じゃないよね。ですから、精神論じゃなくってさ、今おっしゃったチェック機能が完全でなかったっていうのであれば、どういう面が欠けていたのかなっていうことと、それを補うためにはどういう形を考えているのっていう、これ質問なんだよ。

それからもう一つはね、この時点でまだ解明されないっていうのは、副町長から説明ありましたけれども、やっぱりこういうものってのはね、早く解決していきましょうよ、今後のこともあるんですから。そういう決断をする時期をいつにするのか、いつまでにこの問題をきちんとするのか、その2点をお尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 私の方から答弁をさせていただきます。確かに、その前に、失念した職員に対するいろいろなご配慮、本当にありがとうございます。適正な対応となるように委員会の方でも取り扱っていきたいと思っております。決して、職員のやる気を削ぐような、そういうような考えの下では委員会を進めて行かない、進めて行ってはいけないものというふうには考えております。

再発防止に関してです。確かに、梶谷議員おっしゃるとおり、精神論ではなく、チェック機能が働くようにということでのお話でございます。現在、職員の方っていうか、松前町としまして、職員の人事評価ということで、それぞれ年間のスケジュール、目標、こういうものを立てて、その目標がきちっと達成できたかどうかというようなことで、それぞれ取り組みをしております。そこの部分のあり方をですね、もっと個々具体的なものも作成しながら、担当者のみならず、上司の者もそれを把握できるような、そういうようなチェック機能が働くように、これから詳しい中身については、またそれぞれ職員とも議論していかなきゃならないですが、そういうようなものを私はやっていきたいなというふうな考えでおります。

多分、今回の件に関しましては、各管理職はじめ、それぞれ個々がどのようにしたらいいかということは、個々では考えていると思っておりますが、それをやはり総体的に一つのものにまとめていかなければならないということで、もう少しお時間をいただければというふうに考えております。

そしてまた、懲戒審査委員会の方での結論のお話だと思っておりますが、いつまでということでございますが、この後、今月いっぱいにはその辺の処分なり、どのような結果になったかを確定して、決めていきたいと考えております。ちょっと、本当に言い訳になるかもしれませんが、それぞれこの懲戒審査委員会、私、そしてまた教育長、そしてまたそれぞれ関係課長等が入って開かれるものがございますが、ちょうど時期的にそれぞれのいろいろな会議、大会等がございまして、なかなか進むことができなかったということで、お詫び申し上げたいと思っております。今後は、この後、日程も組んでおりますので、そういう形の中でスムーズに進めれるように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 私はね、精神論だけでは不完全だと、いわゆる気をつけましょう、お互いについていうことはね、もちろん大事なことです。望むことはね、やっぱり現状そうだと思うんですよ。使命感を持って、緊張感を持って仕事にあたってきてるとは理解しますよ。でも、やっぱり人間、失念は、最初に言いましたように誰にでもあることだとは言いながら、正直言って緊張感欠けているんじゃないの。それも十分考慮に入れてくださ

い。

言いましたように、それで解決できないものは、やっぱり機構上でできれば、完璧ってことはないかしらんけども、それに近い形で今後こうします。できれば、副町長、期限をどこまでっていう話、したような気がするけどもよく伝わってこない。いつ頃までにきちっとした形を打ち出しますか。それだけ答弁いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 全く梶谷議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり精神論だけでなく、具体的な対応策、もっとみんなが、上司が職員がどういう仕事をしてるのか、今何をすべきなのか、そういう年間スケジュールをきちっと把握できるような、その中で確認なりのとれるような、具体的な方策を示していきたいと思っております。そしてこれは、できるだけ早くということで考えておりますので、今月中にはその方策をきちっと、これは先ほどおっしゃった今月中といったのは、懲戒審査委員会の結論の方でございしますが、その中でもちょっと関係課といろいろありますが、両方、今月中には職員に指示できるように、そして12月の議会には皆さんにまたご報告できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

ただ、中身が中身だけに、これで万全というものはございません。常により良い方法を探って進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

7番。

○7番(工藤松子君) 職員の失念ってことですが、私も失念っちゃうのは誰にもおこることだと思います。それで、今、副町長が役場内での機構を12月議会で報告できるように、今月いっぱい、機構の部分まで踏み込んだ発言なさいましたんで、まあ、こっちの考えていたのは、またちょっとどうかかなと思って。私の意見も参考にしてもらいたいなと思っております。

最初に、議員の全員協議会の案内チラシをもらったときに、役場の中でもグループ組んで仕事してたら、ただ下から順番に上に上るだけのチェックじゃなくて、1人体制じゃなくて2人体制で見てたら良かったんじゃないかな、一番先に思ったのはそのことです。

備荒資金組合へ、前年度に需要調査があつて報告しなきゃならない、こういうのを希望してますってことを、それは文書で郵送で送るのか、それからインターネットでぼんやりやればそれで済んでいいのか。そういう部分でどうだったんだろうつつうものもありました。それで、もし郵送であつたら、文書が確実にそちらへ配達になりましたよ、確実に届けますよってことをチェックする郵便局の体制もありますし、そういうことが通っていれば、書類出した、出さなかった、まだ行ってない、そういうのが郵便局側の方から役場で聞いてやってチェックできるんじゃないかなと思つて。そして、いろんな調査が私個人にもいろいろありますけども、出したときは、必ずコピーとつといて、そしてそれから返事がきたら、それをセットして、やっつ、ああ、この調査にはこう答えてこうだったっていう結果までを一つ束ねるんですけども、役場の方でもそういうものはやってるんじゃないかなと思つて、そういう何ちゅうんですが、民間人でありながらもチェックする当たり前のことが、役場の業務の中でちゃんとできていたんだろうか、ええっ、役場ってどうなってんのかなと思つて。それで、そここの、課長の答えたような事務処理チェックだとか、業務の進捗状況チェックだとかで、本当になされたのかどうか、そういうことがちょっと心配だったもんですから、もし、副町長のおっしゃる通りに役場内での機構がどうこうっちゃう部分があつたら、そういうのも取り入れてほしいと思つて。思つて。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 始め、前段私の方から答弁させていただきます。ちょっと、私の滑舌が悪かったのか、私、機構ではなくてですね、多分チェック機能と言ったつもりであります、申し訳ありません。

確かに、組織、体制もですね、こういうもののミス無くするためには、一つの、見直しすべきものの一つだとは思いますが、これに関しては、本当に町民に対する、町民の皆さんからの理解も必要でございますし、まず現状の中でどのようなものが考えられるか、どうすべきか、そういうものの改善から進めていって、限りなく、こういう事故のゼロ、事故というかこういう失念がゼロになるような、そういう体制を目指してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 今、工藤議員から質問のありました備荒資金組合とのやりとりの関係であります。工藤議員おっしゃったとおり、前年度に需要額調査が来ます。それは紙ベースできちんとした書類として来ます。それに松前町として翌年度、次の年、これくらいのお金を使うよというふうな形で、同じく紙ベースで郵送します。ただ、郵送は普通郵便で行っておりますので、基本的に普通郵便でやりますので、追跡調査ができない。だから、送ったか、送らなかったか、受け取ったか、受け取ってないかってのも現実わからないというふうなことになります。

チェック体制の関係なんですけども、本人の、担当職員のパソコン見たら送ったような形にはなってるんですが、その後のきちんとした我々のチェックもできてないというふうな形で、今回このような形になったわけでありまして。先程来言ってるように、その辺も含めて、例えば、今回の備荒資金組合から譲渡を受けるためのスケジュールっての決まっておりますので、その辺どうなってるのというふうなチェック体制、一つずつのスケジュールも含めて進捗状況を確認していきたいというふうな形で思っておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 7番。

○7番(工藤松子君) 今、課長の答弁で、紙でのやりとりが普通郵便っていうこと聞いて、いや、それは何かの案内状や何かは普通郵便で結構ですけども、大事な部分、そんなに年に何回もあるようなものでないと思うんですよ。ですから、郵送料ちょっとかかるかもしれませんが、そこもちょっと、本当に大事なものを、何点かの大事なものは、ちゃんと確実に届いたかどうか、そういうのをお金をかけてもきちんとやってほしいなと思いました。

○議長(伊藤幸司君) 答弁いらないですね。

他に。

町長。

○町長(石山英雄君) 本件に関しまして、大変なご迷惑をおかけしていることに対しまして、深くお詫びを申し上げたいというふうに思っております。町民の皆さんから、貴重な税金を頂戴致しまして財政運営、町政の運営をさせていただいているところでありますが、今般のように、町民の皆さんに不利益になるような事案が発生したことに対しまして、大変心苦しく、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。確認、指導を怠ったという意味では、町長の責任、重いというふうに思っております。このことをぜひ述べたいなというふうに思っております。

また、福原議員、更には梶谷議員、工藤議員からもいろいろご指摘がありまして、本当に身に詰まる思いをしているところであります。その中でも職員を守ってもらえるような、

そんなご質疑も頂戴致しまして、本当に嬉しく思っているところであります。町長と致しましては、町を守ることは職員も守るというふうなことも町長の責任だというふうに思っておりますので、皆様方からいただいた質疑聞いてですね、対応してまいりたいというふうに思っておりますし、副町長が先ほど何回も答弁しております。今回、本当に申し訳ないんでありますが、相手方がある事例でありまして、相手方に大変な迷惑かけていると、その解消が、まず最初に手を打たざるを得ない状況だというふうに思っているところであります。私どもと致しましては、今回提案されている部分が最善のものだというふうな思いで提案しておりますので、この後からも出てくる議案ありますので、一つご配慮いただければなというふうに思っております。まずもって、今後このようなことがないように、緊張感を持った事務の執行、更には町政の運営に努めてまいりたいというふうに思っております。心から、深くお詫びを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

5番。

○5番(福原英夫君) 討論というより、私も含めてね、戒めって言うんでしょうかね、反省って言うんでしょうか。まず一つは、1月に申請、10月に事案が発覚、長期間見過ごしていたという、やはり先ほど町長も言うておりましたけども、緊張感がなかったのかなあと。事務処理をきちっと適切に行ってほしいということ、そして、二度とこのような事件が発生しないように、私も議員として襟を正して質疑したいなと思います。

また、次に、歳入の90%が起債であり、補助金でありっていう松前町でございます。基金は応用が利きますのでね、大事にこの運用をしていただきたいと。

次に、職員が失念しましたけども、職員を厳しく鍛えて育つ環境をつくってもらいたいなど。やはり、ここが今回の私の気持ちなんです。やはり、職員は鍛えられれば鍛えるほど立派に育つもんですからね、そこを大事にしてもらいたいなというふうなことで、私は終わります。

○議長(伊藤幸司君) どちらの討論でしたでしょうか、5番議員。反対討論でしょうか、賛成討論でしょうか。

5番。

○5番(福原英夫君) この討論をつくるのに、ちょっとだけ言わせて。反対でもないし、賛成でもない、しかし、言わなければならないことを言ったんです。それで、反対討論ということでしたらどうか。

○議長(伊藤幸司君) 次に賛成討論の発言を許可します。ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 他に討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

議案第73号、議決の変更について、原案のとおり可決することに賛成の職員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時27分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎議案第72号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第72号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)を議題と致します

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました議案第72号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)の内容をご説明させていただきます。

令和元年度松前町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千108万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6千223万8千円とするものです。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、債務負担行為の補正です。規定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」によるものです。

今回の補正予算は、台風第19号の暴風雨による被災された姉妹都市福島県伊達市に対する災害見舞金と、令和元年度当初予算で議決された債務負担行為の一部で、北海道市町村備荒資金組合からの譲受代金2件について、事務担当者が契約事務の失念等により手続きがされず、備荒資金組合から該当物件の譲り受けができなくなったため、当該債務負担行為を廃止し、納入事業者へ直接代金を支払いするための補正予算であります。

それでは、歳入歳出予算の詳細を事項別明細により説明させていただきます。9ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目一般管理費で、1億3千500万円の追加計上です。18節備品購入費行政情報システム備品購入費として、1億3千200万円の計上です。これは、住民基本台帳、税務・財務会計等の基幹系システムや職員が使用するノートパソコン等の導入経費の総額で、その内訳は10ページ参考資料に掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、26節寄付金、令和元年台風第19号の暴風雨による災害被災地見舞金姉妹都市伊達市分として、300万円の計上です。これは、去る10月12日に日本に上陸した大型で非常に強い台風、台風第19号により姉妹都市の福島県伊達市も大規模な被害を受けたことにより、町としても災害見舞金を送ろうとするものです。続いて、3目財産管理費で、608万9千円の追加計上です。18節備品購入費公用車購入費として、604万8千円の計上です。これは、公用車の購入費用として、普通乗用車1台と軽自動車3台の合計4台分の費用の計上です。

次に、22節補償補填及び賠償金公用車管理遅延利息として、7万1千円の計上です。これは、既に納入された公用車4台分に事業者に対し、代金の支払い遅延が発生していることから、その利息分の計上です。

次に、23節償還金利息及び割引料公用車譲受代金年賦金の3万円の減額です。これは、当初予算で議決された債務負担行為公用車譲受代金を廃止することに伴い、令和元年度で支払い予定をしていた当該年賦金を減額するものです。

以上が歳出です。次に歳入です。7ページをご覧ください。

2. 歳入です。9款1項1目1節地方交付税で、4千108万9千円の追加計上です。財源調整による歳出財源に対応する計上です。

8ページです。17款2項1目1節財政調整基金繰入金で、1億円の追加計上です。これも、財源調整による歳出財源に対応する計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額54億2千114万9千円に補正額1億4千108万9千円を追加し、補正後の額を55億6千223万8千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額1億4千108万9千円を追加し、補正後の額を55億6千223万8千円にするものでございます。

4ページです。第2表債務負担行為補正です。廃止の分として、当初予算で議決された備荒資金組合からの譲受代金に係る2件を廃止するものです。

以上で議案第72号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第6回)の説明とさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番。

○3番(沼山雄平君) 失念による補正ということなので、ここでお聞きしたいと思います。先程来、福原議員、梶谷議員、工藤議員からもありましたように、私も少し重なる部分もあるんですが、極力重ならないようにお聞きしたいと思っております。

まず、再発防止策について。これは、役場庁内の中だけでなく、やはり町民との約束事になるかと思うんです。そういった意味においては、どのタイミングで、どういう手法でこの再発防止策っていうのを町民に対して発信するのか。これに関してお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 先程来、答弁させていただいておりますように、何とか今月中にはその対応策をきっちり固めて、職員に周知したいと考えておりますし、この件につきましては、12月議会で議員の皆様の方にも周知させていただきたいと思っております、報告させていただきたいと思っております。当然、それは議会日より、町広報等でも載るような形での報告の形式をとりたいと思いますので、それで町民の皆様方にお知らせできるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(沼山雄平君) 再発防止策はですね、看板やスローガンだけでなく、二度と起こさないという、そういった体制づくりをするということは、どういうふうに見えてきますか。そのうえでお聞きしますが、これからもブロックされたミス、失念、失敗があるかもしれない。そうしたときに、一つのミスをみんなの胸に刻み、皆の教訓にする。当然担当課の業務内容によって違いますが、人にあることは自分にあるんだということを受け止めていくことが大事なろうかと思っております。それが防止に繋がることだと思っております。

先ほど示された再発防止の中に、そうした考えが脈打っているのかどうか、お聞きした

いと思います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 先ほど、精神論のみでなく、実際の具体的な方策というお話もありましたが、やはりいろいろとご指摘ありましたように、やはり緊張を持って仕事をするんだとか、そういう、やはり心づもり、気構えは重要な部分の一つであります。それとともに実態として、事務処理の仕方として、方法として対応、両方私はこれは取り組んでいかなければならないものと考えておりますので、どれか一つ欠けても、これはまた再発に繋がっていくのではないかと。

あとは、ただ、こういうことが起きなかったときに、それにやはり緊張感がなくなって、惰性で行くようなことのないように、日頃からの私どもからの指導もこれは不可欠なものになっていくだろうというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(沼山雄平君) 先程来ですね、研修、それから能力の向上、チェック体制、仕事に対する責任とか業務の進捗状況確認、様々出ましたが、私はですね、再発防止のためにはですね、もう一つの手当も必要かなと思っています。というのはですね、メンタルヘルスマネジメントも含めてですね、取り組む必要があるのではないかというふうに思います。このまま職員をですね、がんじがらめにすると能力が萎縮してしまったり、硬くなってなかなか本領発揮できないということもあるのではないかという心配します。そういう意味では、日頃から町長、副町長及び管理職が職員に変わった様子はないかなどしっかり見ていく必要があると思うんですね。

もう一つは、誰よりも早く仕事に来て、誰よりも遅くまで仕事をしている。また、仕事に没頭して周りが見えなくなっている、こうしたところにも落とし穴であると思うんです。そこには大きなリスクあると思うし、見逃してはならない点だと思います。

また、先ほど言ったように、過度な緊張感をやわらげるという意味においては、職員のメンタルヘルスマネジメントも合わせて進めていく必要があるのではないか。こうしたことが、町長及び副町長、管理職に今必要なことではないかと思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 沼山議員おっしゃるとおりでございます。当町におきましても職場として、職員のメンタルヘルスのケアにつきましては、既に取り組んでおります。何かそういう調査をした段階で、それぞれ個々人の状況、結果を踏まえ、八木田院長はじめ保健師、そういう医療関係、保健関係の方も一緒になりながら、それに取り組んでおりますし、このことにつきましては、北海道庁はじめ各自治体が、非常にやはりそういうメンタル面でいろいろと治療受けてる職員なり何なりが増えてるということで、非常に重要な部分だと思っておりますので、そういう点につきましては、各管理職、そうしてまた主幹職、そしてまた同僚職員もそういう点につきましては、それぞれ皆さん気に掛けてその様子伺ってますし、当然私どもも日頃の中でそういう部分は気に掛けておりますし、そういう部分からきちんとケアできるような、そういう体制づくりを今後もきっちり構築していかなければならないと思いますし、そういう職員をサポートしていけるような体制を、もっともっとしっかり構築していかなければならないものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第72号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号 議決の変更について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第74号、議決の変更についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第74号、議決の変更について、その内容をご説明申し上げます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、平成31年4月26日招集の第3回臨時会において議決をいただきました行政情報システムに係る財産の取得について、変更を致そうとするものであります。

本件につきましては、町長からの行政報告並びに一般会計補正予算において、その内容を説明したところでありますが、契約事務の失念によりまして、予定していた北海道市町村備荒資金組合からの譲渡を受けることができなくなったための変更であります。

変更する内容は、契約の相手方で北海道市町村備荒資金組合から、変更後、札幌市中央区北3条西2丁目10番地に住所を有します株式会社エイチ・アイ・ディ、システム統括本部長中村好宏でございます。

今回の契約事務の失念につきまして、お詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように、職員への指導、並びに事務のチェック体制に万全を尽くしてまいります。

以上が、議案第74号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第74号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和元年松前町議会第8回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 飯 田 幸 仁

署名議員 沼 山 雄 平